

令和5年第2回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和5年3月8日(水曜日)

議事日程 第1号

令和5年3月8日(水曜日) 午前9時開議

- | | |
|-------|---------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 請願・陳情文書表 |
| 日程第 5 | 報告第 1号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について |
| 日程第 6 | 報告第 2号 令和3年度災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事請負変更契約の専決処分報告について |
| 日程第 7 | 議案第 5号 みなかみ町教育委員会委員の任命について |
| 日程第 8 | 議案第 6号 みなかみ町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 9 | 議案第 7号 みなかみ町行政不服審査会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第 8号 みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 発議第 1号 みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第 9号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第10号 みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第11号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第12号 みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第13号 みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第14号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第15号 みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第16号 みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第17号 みなかみ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第18号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第19号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第20号 みなかみ町スポーツ・健康まちづくり振興基金条例を廃止する条例に |

ついて

- 日程第24 議案第21号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第25 議案第22号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第26 議案第23号 町道路線廃止について
議案第24号 町道路線認定について
- 日程第27 議案第25号 令和4年度みなかみ町一般会計補正予算（第9号）について
議案第26号 令和4年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第27号 令和4年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第28号 令和5年度みなかみ町一般会計予算について
議案第29号 令和5年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
議案第30号 令和5年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第31号 令和5年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
議案第32号 令和5年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
議案第33号 令和5年度みなかみ町水道事業会計予算について
- 日程第29 一般質問
◇ 星野宗央 君 …… 1. 小中学校の統廃合について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	河合史将君	2番	江口樹君
3番	石坂欣也君	4番	牧田直己君
5番	茂木法志君	6番	星野宗央君
7番	鈴木美香君	8番	阿部清君
9番	高橋視朗君	10番	高橋久美子君
11番	森健治君	12番	小林洋君
13番	高橋市郎君	14番	石坂武君

欠席議員 なし

会議録署名議員

5番	茂木法志君	12番	小林洋君
----	-------	-----	------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	原澤達也	書記	泉雪江
書記	山田直樹		

説明のため出席した者

町長	阿部賢一君	教育長	田村義和君
総務課長	桑原孝治君	会計課長	原澤右文君
税務課長	櫻井正宏君	総合戦略課長	林市治君
子育て健康課長	入澤はるみ君	町民福祉課長	中西紀子君
農林課長	原澤真治郎君	生活水道課長	金子喜一郎君
地域整備課長	林昇君	観光商工課長	高野明夫君
生涯学習課長	丸山浩文君	学校教育課長	河合博市君
新治支所長	合沢衛君	水上支所長	萩原達也君

開 会

午前9時 開会

議 長（石坂 武君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、発言時を含め常時マスクの着用をお願いいたします。なお、アクリル板設置場所に限り、マスクを外しての発言を認めます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより令和5年第2回3月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（石坂 武君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町 長（阿部賢一君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、3月定例議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

啓蟄を過ぎ、柔らかな日差しの中にも春の訪れを日一日と感じる季節となりました。議員各位におかれましては、年度末のお忙しい時期にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

閉会中も施策協議や調査活動を行っていただき、また、各常任委員会等を開催していただきました。熱心な議員活動に対し、改めて敬意を表する次第であります。ありがとうございます。

去る2月27日に都内におきまして、三菱地所及び日本自然保護協会との連携協定調印式が行われ、本調印式には石坂議長とともに出席をいたしました。この協定では、赤谷プロジェクトなど町内の自然資源活用や保全に関する既存活動への支援及び協力、また里地里山における生物多様性の量的、質的な回復や保全に関する活動などが明記されており、これらの活動により町内の自然資源や地域特性を生かした循環経済の実現、すなわち人と自然が共生できる持続可能なまちづくりにつながることを期待をしております。

また、3月1日には利根商業高等学校の卒業式に臨み、新たなる門出を迎えた卒業生の皆さんに対し、お祝いの言葉を述べさせていただきました。新型コロナウイルスが猛威を振っていた3年間でしたが、そのような状況にも負けることのなかった卒業生皆さんの未来が光輝き、また希望にあふれるものとなるよう強く願うものであります。

昨今の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、3月4日から警戒レベルが1と

なり、群馬県からはポストコロナに向けたロードマップが示されるまでになりました。5月8日には感染症法上の分類が現在の2類から5類へと移行されるため、日常生活のいち早い回復が待たれるところであります。

さて、本定例会に提案いたします案件につきましては、報告2件、人事2件、条例14件、規約変更2件、補正予算3件、当初予算6件、その他2件の計31件であります。詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開 議

議 長（石坂 武君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（石坂 武君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

5番 茂 木 法 志 君

12番 小 林 洋 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（石坂 武君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日3月8日より3月17日までの10日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3月8日より3月17日までの10日間とすることに決定されました。

日程第3 議長諸報告

議長（石坂 武君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の主な事項について報告いたします。

12月定例会閉会後の24日には、町営赤沢スキー場安全祈願祭が行われ、出席いたしました。

令和5年を迎え、1月8日には、消防団出初め式が挙行され、出席いたしました。地域住民に最も密接な関係を持って活躍される消防団の皆様方が、日々防火活動に積極的に取り組まれておりますことに、改めて感謝の意を表すところであります。

また、同日、二十歳の集いも挙行され、出席いたしました。対象者の皆様には、これを契機としてこれからの人生に誇りと責任を持って、大いに前進されることを期待するものであります。

1月16日及び2月10日は、定例利根郡議長会、利根沼田広域市町村圏振興整備組合定例議員協議会、利根沼田学校組合議会議員協議会が開催され、出席いたしました。

1月27日には、12月定例会で採択された信号機設置に関する請願書に関し、沼田警察署長に対し、町長と共に信号機設置要望書を提出いたしました。

2月6日には、中之条湯河原線促進期成同盟会総会に出席いたしました。

2月14日には、群馬県町村議会議長会定期総会が開催され、出席いたしました。

2月22日は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会定例会、利根沼田学校組合議会定例会が開催され、出席いたしました。

2月25日には、利根沼田地域文化フェスティバルが開催され、出席いたしました。

3月5日から6日にかけて、若山牧水顕彰全国大会表彰式及び除幕式が開催され、出席いたしました。

その他日程は、議会事務局で閲覧くださるようお願いいたします。

以上をもちまして、議長諸報告といたします。

日程第4 請願・陳情文書表

議長（石坂 武君） 日程第4、請願・陳情文書表を議題といたします。

今期定例会における請願・陳情はお手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

[巻末 参考資料]

議長（石坂 武君） 以上、文書表のとおり、請願第1号につきましては、所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第5 報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（石坂 武君） 日程第5、報告第1号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より、専決処分報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 報告第1号についてご説明を申し上げます。

公用車による物損事故を原因とする損害賠償であります。

令和5年1月11日、午前11時15分頃、町道羽場32号線にて、道路除雪作業中、停車中の損害賠償相手が所有する車両のフロントガラスを、飛び石により破損させてしまったものであり、損害賠償の額は28万5,615円であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年2月7日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

議長（石坂 武君） 以上で、報告第1号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを終わります。

日程第6 報告第2号 令和3年度災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事請負変更契約の専決処分報告について

議長（石坂 武君） 日程第6、報告第2号、令和3年度災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事請負変更契約の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より専決処分の報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 報告第2号についてご説明を申し上げます。

令和3年12月議会において、契約締結の議決を得て、工事を施工してきたところではありますが、建設工事請負契約約款第25条に定める賃金、また物価の変動に基づく請負代金金額の変更について、施工業者より請求があり、基準日の令和5年12月1日時点での出来高を除いた未施工分について、スライド額の算定を行いました。

また、魚道の設置及び本体工の施工に伴う組立て鉄筋を追加し、併せて現場の状況に即した軽微な変更により、約669万5,000円の増額になりました。

一方、休工期間中の豪雨で河川の河床地形が変化したことから、仮設計画の見直しを行った結果、大型土のう工による水替え工の減工により、約510万円の減額となりました。

全体では、159万5,000円を増額し、契約金額を5,769万5,000円として変更契約するものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年2月10日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

議長（石坂 武君） 以上で、報告第2号、令和3年度災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事請負変更契約の専決処分報告についてを終わります。

日程第7 議案第5号 みなかみ町教育委員会委員の任命について

議長（石坂 武君） 日程第7、議案第5号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第5号についてご説明を申し上げます。

現在、教育委員として平成24年よりご活躍をいただいております根津公安氏が3月31日をもって任期満了となります。引き続き教育委員として根津公安氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

根津公安氏は、豊富な経験を持ち、人格、識見とも申し分なく、教育委員として適任者であります。

なお、任期につきましては、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間です。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第5号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第5号の質疑を終結いたします。

これより議案第5号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第5号の討論を終結いたします。

議案第5号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、みなかみ町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意されました。

日程第8 議案第6号 みなかみ町農業委員会委員の任命について

議長（石坂 武君） 日程第8、議案第6号、みなかみ町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

みなかみ町農業委員会農業委員1名の欠員に際しまして、片野羊二氏を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

片野羊二氏については、農業の見識があり、地域のリーダーとして活躍され、団体からのご推薦もいただいております、農業委員として適任者であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第6号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第6号の質疑を終結いたします。

これより議案第6号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第6号の討論を終結いたします。

議案第6号、みなかみ町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号、みなかみ町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意されました。

日程第9 議案第7号 みなかみ町行政不服審査会条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第9、議案第7号、みなかみ町行政不服審査会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第7号についてご説明を申し上げます。

行政不服審査会の委員については、みなかみ町行政不服審査会条例第4条第1項により、法律または行政に関して優れた識見を有する者を委嘱することとされており、町においては当該要件に該当する情報公開審査会の委員の方々に、その職を兼ねていただいております。

現在の情報公開審査会の委員の規定は、委員5人以内で組織するとされておりますが、行政不服審査会の委員の定数につきましては、みなかみ町行政不服審査会条例第3条において、委員3名をもって組織すると定めており、委員の定数が一致していない状況となっております。

つきましては、情報公開審査会の委員定数と行政不服審査会の委員定数を一致させるための改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第7号の質疑を終結いたします。

これより議案第7号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第7号の討論を終結いたします。

議案第7号、みなかみ町行政不服審査会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、みなかみ町行政不服審査会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について

議長(石坂 武君) 日程第10、議案第8号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第8号についてご説明を申し上げます。

複雑化かつ多様化する町民のニーズに対応し、行政サービスの向上及び効率化を図るため、組織の改編をするものであります。

改編のポイントとしては、1つ目が町民に分かりやすい組織づくり、2つ目が第2次みなかみ町総合計画後期基本計画の推進、3つ目が行政課題に対応できる体制の構築であります。

主な内容につきましては、総合戦略課を廃止し財政課と企画課を設置、税務課と会計課を統合し税務会計課を設置、生活水道課を廃止し環境課と上下水道課を設置するものです。

財政課は行財政改革の推進を図り、企画課はこれまでの業務に加え行政のデジタル化の推進とともに移住などの業務を所管します。税務会計課は、繁忙期において係間での連携の推進を図ります。環境課は、利根沼田圏域における一般廃棄物処理広域化の推進を図ります。上下水道課は、下水道事業の公営企業会計への円滑な業務移行を図ります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第8号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第8号の質疑を終結いたします。

これより議案第8号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第8号の討論を終結いたします。

議案第8号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第1号 みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長(石坂 武君) 日程第11、発議第1号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長より、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長阿部清君。

(議会運営委員会委員長 阿部 清君登壇)

議会運営委員会委員長(阿部 清君) 発議第1号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

先ほど、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例が可決され、課名変更に伴い、みなかみ町議会委員会条例第2条各号の各常任委員会所管の課名を改正するものです。

第2条第1号、総務文教厚生常任委員会の所管では、総合戦略課を財政課及び企画課に、税務課と会計課を税務会計課に、第2条第2号、産業観光生活環境常任委員会の所管では、生活水道課を環境課及び上下水道課に、それぞれ改正するものです。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて発議第1号の質疑を終結いたします。

これより発議第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて発議第1号の討論を終結いたします。

発議第1号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長(石坂 武君) 日程第12、議案第9号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第9号についてご説明を申し上げます。

中間所得層の負担緩和のため、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されました。国民健康保険税の後期高齢者支援金等賦課金額に係る賦課限度額を20万円から22万円に引き上げるとともに、低所得者の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5,000円に引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第9号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。

これより議案第9号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第9号の討論を終結いたします。

議案第9号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第13、議案第10号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第10号についてご説明を申し上げます。

健康保険法施行令等が改正され、出産育児一時金の支給額が見直されたことに合わせて、出産育児一時金40万8,000円を48万8,000円に改正するものです。

なお、支給額につきましては、産科医療補償制度の加算額1万2,000円が上乗せされ、50万円となります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第10号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第10号の質疑を終結いたします。

これより議案第10号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第10号の討論を終結いたします。

議案第10号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第14、議案第11号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第11号についてご説明を申し上げます。

福祉医療制度は、子供、重度心身障害者、または母子家庭等の一定の要件を満たす方が医療を受けた場合に、自己負担となる費用を支給する制度であります。

子育て世代の経済的負担の軽減や、より一層の健康管理の向上を図るため、町が実施する福祉医療制度のうち子供の区分につきまして、現在支給している高校生世代に係る入院費医療費に加え、通院分についても支給できるよう改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第11号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第11号の質疑を終結いたします。

これより議案第11号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第11号の討論を終結いたします。

議案第11号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第15、議案第12号、みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第12号についてご説明を申し上げます。

敬老祝金の支給については、多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに福祉の増進に寄与することを目的とし、毎年継続して実施しています。多様化する高齢者のニーズに対応するため、高齢者施策として個々に実施しておりました敬老祝金支給事業、高齢者世帯等ごみ袋無償配布事業及び福祉灯油等購入費助成事業を1つにまとめ、今まで満77歳以上の節目年齢で支給されてきた祝い金を、満75歳以上の方へ毎年2,000円を支給し、加えて満88歳の方へ3万円、満100歳の方へ10万円を上乗せして支給するために改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第12号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第12号の質疑を終結いたします。

これより議案第12号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第12号の討論を終結いたします。

議案第12号、みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号、みなかみ町敬老祝金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例について

議長(石坂 武君) 日程第16、議案第13号、みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第13号についてご説明を申し上げます。

本条例は、町民の出産に対して祝い金を支給し、次代を担う児童の健全な育成と福祉の増進を図る目的で実施していますが、本年1月に国主導で伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的な実施事業が創設されたため、出産時の経済的支援に制度上の重複が生じています。このことから条例を見直し、出産時の支給総額を維持した上で、伴走型相談支援事業の趣旨に沿って、妊娠期から2歳児までを切れ目なく継続的に支援するため、新たに1歳と2歳の年齢到達時に誕生日祝い金を追加するものです。

主な改正内容は、支給対象者を出生日、1歳の誕生日及び2歳の誕生日に、みなかみ町に住民登録されている児童を養育しており、申請時点でみなかみ町に住民登録している者といたします。また、祝い金の額を出産祝金は第一子、第二子の出生につき2万円、第三子以降は10万円とし、誕生日祝金は1歳及び2歳の年齢到達につき3万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第13号について質疑はありませんか。

8番阿部君。

8番(阿部 清君) 議案第13号、みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてですが、この条例の第3条、祝い金の支給の対象となる者は第5条の規定による申請を行

う日において住民基本台帳に記載されている者で、現に対象児童を養育している者となつていますが、改正案新旧対照表を見ても、4条までしか記載されていませんが、5条の条文内容をお伺いします。

議長（石坂 武君） 子育て健康課長。

（「もし分からなければ後でも結構ですの」の声あり）

議長（石坂 武君） 大丈夫ですか。

（「はい、後でよろしいですか」の声あり）

議長（石坂 武君） それじゃ、後ほど……、でも、これ採決があるから。

8番（阿部 清君） 別に反対するものじゃないんですけども、この説明の中で5条という、この条文が入っていたもので、ここへ説明に入っていないので、それを確認したかっただけですから、後でこの5条の内容を教えてください。

議長（石坂 武君） 審議に差し支えないということで、後の提示ということよろしいですか。じゃ、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第13号の質疑を終結いたします。

これより議案第13号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第13号の討論を終結いたします。

議案第13号、みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第17、議案第14号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長(阿部賢一君) 議案第14号についてご説明を申し上げます。

基準府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたため、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、懲戒権に関する規定が削除されたことによる関連条項の削除であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第14号の質疑を終結いたします。

これより議案第14号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第14号の討論を終結いたします。

議案第14号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第15号 みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議 長(石坂 武君) 日程第18、議案第15号、みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長(阿部賢一君) 議案第15号についてご説明を申し上げます。

基準省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、所要の改正を行うものです。

主な改正の内容は、懲戒権に関する規定が削除されたことによる関連条項の削除及び児童の安全確保を図るための安全計画の策定等に関する規定が新設されたことによる条項の

追加等であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第15号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第15号の質疑を終結いたします。

これより議案第15号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第15号の討論を終結いたします。

議案第15号、みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第16号 みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第19、議案第16号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第16号についてご説明を申し上げます。

基準省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、所要の改正を行うものです。

主な改正の内容は、利用者の安全確保を図るための安全計画の策定及び感染症や非常災害の発生時における利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画の策定等に関する規定が新設されたことによる条項の追加等であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第16号の質疑を終結いたします。

これより議案第16号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第16号の討論を終結いたします。

議案第16号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第17号 みなかみ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議長(石坂 武君) 日程第20、議案第17号、みなかみ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第17号についてご説明を申し上げます。

一般廃棄物処理手数料につきましては、ごみの排出抑制効果や負担の公平化を図るため、従来のごみ処理経費に対し、おおむね10%のご負担をいただいておりますが、固形燃料化施設の停止、広域化を前提とする可燃ごみの全量委託処理とすることによるごみ処理手法の転換に伴う処理経費の削減効果等を見込み、ごみ処理経費に対する負担率を一つの指標として手数料の見直しを検討してまいりました。

このたびその検討結果を踏まえ、また、ごみ処理に関わる負担軽減を図るため、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの各処理手数料の改正を行うものです。手数料の引下げに伴い、ごみ袋の負担軽減策として、独り暮らしの高齢者世帯等に配布している福祉ごみ袋につきましては、廃止とする改正を行うものです。

生ごみ袋につきましては、平成28年10月開始の生ごみ分別収集に合わせ無料配布としてきましたが、一律配布の課題や経費削減の観点から有料化とし、生ごみ袋と併せて配布している資源促進利用袋につきましては、廃止とする改正を行うものです。

し尿及び浄化槽汚泥投入料につきましては、投入料の算定について、現在の作業報告書等によるものから計量器による重量計測に基づく管理とする改正を行うものです。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第17号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第17号の質疑を終結いたします。

これより議案第17号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第17号の討論を終結いたします。

議案第17号、みなかみ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、みなかみ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

ただいま議案第17号が可決されましたので、同一趣旨である陳情第1号、ごみ袋の値下げを求める陳情につきましては、採択されたものとみなします。

日程第21 議案第18号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第21、議案第18号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第18号についてご説明を申し上げます。

令和4年4月、農地等の利用の最適化の推進をさらに加速させるため、農地利用最適化交付金事業実施要綱における交付金の配分方法について、委員の活動実績による割合を大きく算定する改正が行われました。これにより、活動実績に応じた委員への支給とするため、能率給の上限について年間3万2,900円を7万2,000円に改正するものであり

ます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第18号について質疑はありませんか。

8番阿部君。

8番（阿部 清君） 議案第18号、町の特別職、非常勤職員の報酬に関する改正ということで、農業委員会の関係になりますが、年報、基本給のほかに支払う能率給の改正ということで、いわゆる仕事の出来高により支払う報酬だと思います。

この能率給の支払いは、委員の活動に応じて査定した額となっていますが、基準となる作業成果、活動の判断等は、どのような方法で決めているのか、その点についてお伺いします。

議長（石坂 武君） 農林課長。

（農林課長 原澤真治郎君登壇）

農林課長（原澤真治郎君） お答えいたします。

最適化活動には、大きく3つの項目がございます。大項目としまして、担い手への農地の集積、集約化というのが1つの項目になっております。続きまして、遊休農地の発生防止、解消。最後といたしまして、新規就農参入の促進活動という大きな3本柱になっております。これは国のほうで指定してございます。さらに、中項目と小項目という細かい項目がございます。それをやるのが最適化活動だよということで定められております。それに基づきまして、実際には現場で農業委員さんに活動していただくために活動記録簿という所定の様式がございます。そちらに、いつ、どこで何をしたという内容を書いていただいて、それを毎月農業委員会のほうに提出していただいております。それを基に事務局で整理いたしまして、能率給の支給の計算をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

8番阿部君。

8番（阿部 清君） 今の件ですけれども、活動記録簿ということで自己申告で提出しているということなんですけれども、現在、農業委員が19名、農地利用最適化推進委員が25名いると思いますけれども、1人の委員が広範囲を担当している地域もあり、そのため車での移動距離等も差が出ていると思います。ガソリン代の高騰等により、委員自身の負担額ですか、にも差が出ていると思うんですけれども、この能率給を利用して、移動時間、距離等は査定に含まれているのか、今後、そういった場合提出すれば対象になるのか、その辺をお伺いします。

議長（石坂 武君） 農林課長。

（農林課長 原澤真治郎君登壇）

農林課長（原澤真治郎君） お答えいたします。

実際にかかった経費については、そこまでの細かい分析は今のところなされておられません。ある程度時間だったり日数だったりというのがありますが、何を使ってどうこうと

というのは、今のところうちのほうとしては、支給額の算出の基には入っていないかというふうに思っております。現状的には、年間で今平均で65日ぐらい皆さんが活動していただいているという状況でございます。それをある程度皆さんにお伝えしながら、少ない人で38日ぐらいですか、多い人で100日ぐらいということで、地域等によって大分活動のエリアも違ったり内容も変わってきますので、なかなか平準化できないという問題もあるんですが、そうした中である程度公平性を持って分配させていただいているという状況でございます。

以上です。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第18号の質疑を終結いたします。

これより議案第18号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第18号の討論を終結いたします。

議案第18号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第19号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第22、議案第19号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第19号についてご説明を申し上げます。

昨年度に続き、借換えに係る特例制度の継続に伴う措置であります。

群馬県では、中小企業者への支援策及び小口資金に係る返済負担の軽減策として、平成15年度以降、融資を受けている事業者の売上が減少等の要因を満たす場合、平成21年

12月から借換え要件緩和の特例措置を行っております。

群馬県から令和5年度も引き続き実施する旨の通知がありましたので、みなかみ町も連携して運用するため改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第19号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第19号の質疑を終結いたします。

これより議案第19号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第19号の討論を終結いたします。

議案第19号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第20号 みなかみ町スポーツ・健康まちづくり振興基金条例を廃止する条例について

議長（石坂 武君） 日程第23、議案第20号、みなかみ町スポーツ・健康まちづくり振興基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第20号についてご説明を申し上げます。

スポーツの振興と健康増進によるまちづくり事業の特定財源として事業の推進を図ってまいりましたが、本年度をもって基金残高がなくなります。基金設置の区切りと捉え条例を廃止するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第20号について質疑はありませんか。

鈴木議員。

- 7 番（鈴木美香君） 議案第20号、みなかみ町スポーツ・健康まちづくり振興基金条例を廃止する条例について、平成23年10月から施行されたこの条例、スポーツの振興と健康増進によるまちづくりを図る目的で設立された基金となっております。廃止の理由が先ほど町長より、基金の残高がゼロになったことを受けてということがありましたが、2011年10月から2023年、11年半の基金元金の金額と運用先及び運用方法を教えていただきたいと思います。

議長（石坂 武君） 観光商工課長。

（観光商工課長 高野明夫君登壇）

観光商工課長（高野明夫君） お答えいたします。

スポーツ・健康まちづくり振興基金につきましては、平成23年度当初、約5,000万円ということでした。令和3年度末の基金残高が292万7,241円となっております。11年間スポーツ・健康まちづくりの事業に基金を充当してきたんですけども、主にデサントやドールとの企業連携による事業、それと、元オリンピック選手監修のみなかみ体操など、スポーツや健康の増進によるまちづくりの事業ということで活用してまいりました。

ここ数年は、ジャイアンツアカデミーとしてプロ野球選手指導による少年野球教室の開催ですとか、サロモンとの連携協定に基づく連携事業として、小中学生のスキー大会サロモンカップなどの開催を町内で行っております。主にそういった部分について基金を充当してきた状況でございます。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第20号の質疑を終結いたします。

これより議案第20号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第20号の討論を終結いたします。

議案第20号、みなかみ町スポーツ・健康まちづくり振興基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号、みなかみ町スポーツ・健康まちづくり振興基金条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第21号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（石坂 武君） 日程第24、議案第21号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第21号についてご説明を申し上げます。

令和5年4月1日から、桐生地域医療組合の名称を桐生地域医療企業団に変更し、吾妻環境施設組合を新たな加入とし、また、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員のうち、法律による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務の共同処理を行うための変更であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第21号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第21号の質疑を終結いたします。

これより議案第21号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第21号の討論を終結いたします。

議案第21号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第22号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

議長（石坂 武君） 日程第25、議案第22号、群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長(阿部賢一君) 議案第22号についてご説明を申し上げます。

令和5年4月1日から、桐生地域医療企業団及び富岡地域医療企業団を新たな加入とするための変更であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第22号の質疑を終結いたします。

これより議案第22号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第22号の討論を終結いたします。

議案第22号、群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号、群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第23号 町道路線廃止について

議案第24号 町道路線認定について

議 長(石坂 武君) 日程第26、議案第23号、町道路線廃止について及び議案第24号、町道路線認定についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長(阿部賢一君) 議案第23号及び第24号について、一括してご説明を申し上げます。

町の道路計画により認定されている町道の11路線を廃止し、新たに4路線を認定するものであります。

議案第23号については、町道の見直しに伴い、登山道としての管理変更による廃止が

5路線、橋梁の廃橋に伴う廃止が1路線、（仮称）月夜野統合小学校建設予定地内の廃止が1路線、都市計画道路悪戸矢瀬線開通に伴い町道の起終点変更による廃止が4路線、計11路線で、総延長1万6,943メートルを廃止するものであります。

議案第24号については、起終点変更に伴う廃止路線のうち、路線の組替えによる認定が3路線、一部廃道により路線の分割による認定が1路線、計4路線で、総延長1,822メートルを認定するものであります。

これにより、町道総延長については1万5,121メートル減少し、11万1,224メートルとなります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第23号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第23号の質疑を終結いたします。

次に、議案第24号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第24号の質疑を終結いたします。

議長（石坂 武君） これより議案第23号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第23号の討論を終結いたします。

議案第23号、町道路線廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号、町道路線廃止については原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第24号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第24号の討論を終結いたします。

議案第24号、町道路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号、町道路線認定については原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第25号 令和4年度みなかみ町一般会計補正予算（第9号）について

議案第26号 令和4年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第27号 令和4年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議長（石坂 武君） 日程第27、議案第25号、令和4年度みなかみ町一般会計補正予算（第9号）についてから議案第27号、令和4年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の以上3件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第25号から議案第27号まで一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第25号についてご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,161万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億1,398万7,000円とするものであります。

歳出補正につきましては、2款総務費、1項総務管理費2億845万円の減額は、産学官金連携による観光拠点整備事業3億4,981万2,000円の減額が主なものです。

3款民生費、1項社会福祉費4,331万3,000円の増額は、障害福祉サービス事業です。2項児童福祉費293万5,000円の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金事業です。

6款農林水産業費、1項農業費58万3,000円の増額は、農業委員会運営事業です。

8款土木費、2項道路橋梁費5,000万円の増額は、町道関口大原線道路改良事業400万円及び道路除排雪事業4,600万円です。

続いて、財源となる歳入補正につきましては、地方交付税8,199万8,000円、県支出金933万3,000円及び繰入金1,436万2,000円の増額です。また、国庫支出金1億1,976万6,000円及び寄附金9,754万6,000円の減額です。

次に、令和4年度から令和5年度への繰越明許費は、第2表のとおりであります。関係機関及び地元等との調整に不測の日数を要したなど、年度内の事業の完了が見込めないため、総額で6億3,309万8,000円の繰越明許をお願いするものです。

以上が一般会計の補正内容であります。

次に、議案第26号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,450万円とするものです。

歳出補正につきましては、3款国民健康保険事業納付金、3項介護納付金分400万円の増額は、介護納付金分納付事業です。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金1,250万円の増額は、保険給付費等交付金償還金事業です。

続いて、財源となる歳入補正につきましては、繰越金400万円及び諸収入1,250万円の増額です。

以上が国民健康保険特別会計の補正内容であります。

次に、議案第27号についてご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,218万円とするものであります。

歳出補正につきましては、2款下水道事業費、3項流域下水道費750万円の増額は、流域下水道建設費負担事業です。

続いて、財源となる歳入補正につきましては、町債750万円の増額です。

次に、令和4年度から5年度への繰越明許費は、第2表のとおりであります。固定資産データや勘定科目の調整及び確定に不測の日数を要し、年度内に事業の完了が見込めないため、940万円の繰越明許をお願いするものであります。

以上が下水道事業特別会計の補正内容であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しました。

お諮りいたします。

議案第25号、令和4年度みなかみ町一般会計補正予算（第9号）についてから議案第27号、令和4年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの3件の質疑以降について、後日の本会議において審議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号、令和4年度みなかみ町一般会計補正予算（第9号）についてから議案第27号、令和4年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの3件の質疑以降について、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

日程第28	議案第28号	令和5年度みなかみ町一般会計予算について
	議案第29号	令和5年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
	議案第30号	令和5年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
	議案第31号	令和5年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
	議案第32号	令和5年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
	議案第33号	令和5年度みなかみ町水道事業会計予算について

議長（石坂 武君） 日程第28、議案第28号、令和5年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第33号、令和5年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上6件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第28号から議案第33号まで一括してご説明を申し上げます。

議案第28号から順次説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億3,000万円と決めました。前年度対比2.6%の増であります。

歳出の主な内容を申し上げます。1款議会費1億1,845万8,000円は、議員報酬等です。

2款総務費23億25万6,000円は、総務管理費が19億8,114万8,000円で、主なものは職員人件費等の一般管理費8億5,563万1,000円、企画費4億5,761万1,000円及び地域振興費2億3,655万1,000円です。

3款民生費28億1,476万7,000円は、社会福祉費が19億5,019万7,000円で、主なものは障害者福祉費5億5,901万1,000円及び介護保険費5億3,847万5,000円です。また、児童福祉費は8億6,453万5,000円で、主なものは児童手当費などの児童措置費1億9,008万5,000円及び保育等施設費5億1,290万6,000円です。

4款衛生費12億7,166万1,000円は、保健衛生費が5億2,140万9,000円で、主なものは予防費1億2,378万3,000円及び国民健康保険費1億8,532万7,000円です。また、清掃費6億4,626万4,000円では、主なものは奥利根アメニティパーク管理費4億5,022万3,000円です。

5款労働費1,611万円は、主に勤労者生活資金融資の貸付金であります。

6款農林水産業費6億6,816万2,000円は、農業費が4億9,329万9,000円で、主なものは農業振興費1億1,027万1,000円及び農地費1億6,568万3,000円です。失礼しました。すみません。農業振興費を訂正させていただきます。1億1,127万1,000円と訂正させていただきます。また、林業費は1億7,486万3,000円で、林業振興費1億7,189万4,000円です。

7款商工費5億7,082万6,000円は、商工費が9,384万7,000円で、主なものは商工総務費6,986万7,000円です。また、観光費は4億7,697万9,000円で、主なものは観光総務費2億1,657万1,000円です。

8款土木費18億9,218万5,000円は、道路橋梁費が10億6,923万2,000円で、主なものは道路維持費が2億1,790万2,000円及び除雪費4億9,984万6,000円です。また、都市計画費は6億3,796万1,000円で、主なものは公共下水道費4億8,890万7,000円です。

9款消防費5億9,699万3,000円で、主なものは利根沼田広域消防費の常備消防

費3億2,873万3,000円及び非常備消防費1億71万7,000円です。

10款教育費21億5,721万5,000円で、主なものは、小中学校統合推進事業等の教育総務費10億8,724万1,000円及び利根沼田学校組合への地方交付税交付事業などの高等学校費4億2,617万円です。

12款公債費18億7,123万2,000円は、町債の元利償還金及び一時借入金利子です。

13款諸支出金212万7,000円は、土地開発公社に対する補助金等です。

次に、財源となる歳入の主な内容は、町税31億8,822万9,000円、地方消費税交付金3億4,000万円、地方交付税46億3,000万円、国庫支出金9億878万9,000円、県支出金8億751万5,000円、繰入金17億1,916万3,000円及び町債16億6,030万円です。

なお、地方交付税等の依存財源については、国の地方財政計画等を参考に、また、町税等の自主財源については、過去の実績や新型コロナウイルス感染症の状況を勘案し、算出しております。

債務負担行為については、第2表のとおりであります。施設の指定管理等については、債務負担行為の設定をお願いするものです。

また、地方債については第3表のとおりであります。有利な起債を優先的に活用し、総額で16億6,030万円といたします。内訳は臨時財政対策債1億6,700万円、過疎債8億2,070万円、合併特例債6億7,260万円です。

以上が一般会計の概要であります。

次に、議案第29号についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,200万円と決めました。前年度対比16%の増であります。

歳出の主な内容を申し上げます。1款総務費1,991万4,000円は、総務管理費1,727万円及び徴税费249万5,000円等です。2款保険給付費16億2,951万2,000円は、療養諸費13億9,741万4,000円及び高額療養費2億2,039万2,000円等です。

3款国民健康保険事業納付金6億1,200万2,000円は、医療給付費分4億400万1,000円及び後期高齢者支援金等分1億5,500万1,000円等です。

次に、財源となる歳入の主な内容は、国民健康保険税4億1,210万円、県支出金16億5,698万9,000円及び繰入金2億3,164万3,000円です。

以上が国民健康保険特別会計の概要であります。

次に、議案30号についてご説明を申し上げます。

歳出の主な内容を申し上げます。1款総務費404万7,000円は、総務管理費73万3,000円及び徴収費331万4,000円です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金2億9,960万8,000円は、保険料負担金等です。

4款保健事業費1,454万4,000円は、健康診査事業です。

次に、財源となる歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料2億189万3,000円及び繰入金1億360万1,000円です。

以上が後期高齢者医療特別会計の概要であります。

次に、議案第31号についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,800万円と決めました。前年度対比0.1%の減であります。

歳出の主な内容を申し上げます。1款総務費3,407万6,000円は、総務管理費82万7,000円及び介護認定審査費2,100万8,000円等です。

2款保険給付費28億3,000万円は、介護サービス等諸費25億8,835万8,000円、特定入所者介護サービス等費9,007万6,000円等です。

3款地域支援事業費6,932万3,000円は、介護予防生活支援サービス事業費5,342万円及び包括的支援任意事業費937万5,000円等です。

次に、財源となる歳入の主な内容は、介護保険料5億3,930万円、国庫支出金7億4,624万3,000円、支払基金交付金7億8,028万8,000円、県支出金4億2,884万5,000円及び繰入金4億5,330万1,000円であります。

以上が介護保険特別会計の概要であります。

次に、議案第32号についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,800万円と決めました。前年度対比1.0%の増であります。

歳出の主な内容を申し上げます。1款総務費9,268万4,000円は総務管理費です。2款下水道事業費4億331万6,000円は、公共下水道費9,692万1,000円及び流域下水道費2億1,347万5,000円等です。

3款公債費3億8,000万円は、起債の元利償還金です。

次に、財源となる歳入の主な内容は、使用料及び手数料2億3,843万7,000円、繰入金4億8,890万7,000円及び町債1億1,110万円です。

地方債については第2表のとおりであります。

以上が下水道事業特別会計の概要であります。

次に、議案第33号についてご説明を申し上げます。

収益的収入では、水道事業収益が4億700万円で、その主なものは水道料金です。

収益的支出では、水道事業費用が3億9,500万円で、主なものは営業費用の原水及び浄水費1億294万1,000円並びに減価償却費1億2,808万4,000円です。

資本的収入では、水道事業資本的収入が2億4,100万円で、主なものは、企業債1億250万円及び補助金9,713万4,000円です。

資本的支出では、水道事業資本的支出が3億5,700万円で、主なものは、建設改良費の施設改良工事費1億6,176万1,000円及び固定資産購入費1億1,425万7,000円です。

以上が水道事業会計の概要であります。

議案第28号から議案第33号まで一括して説明させていただきました。よろしくご審

議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑につきましては後日予算連合審査会を開催いたしますので、詳細につきましてはそちらでお願いいたします。ここでは、大枠のところの質疑とさせていただきます。

まず、議案第28号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第28号の質疑を終結いたします。

次に、議案第29号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第29号の質疑を終結いたします。

次に、議案第30号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第30号の質疑を終結いたします。

次に、議案第31号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第31号の質疑を終結いたします。

次に、議案第32号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第32号の質疑を終結いたします。

次に、議案第33号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第33号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第28号、令和5年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第33号、令和5年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上6件の質疑以降については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号、令和5年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第33号、令和5年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上6件の質疑以降については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定されました。

議長（石坂 武君） ここで暫時休憩いたします。

再開を11時といたします。

（10時45分 休憩）

（11時00分 再開）

議長（石坂 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（石坂 武君） まず、先ほど、阿部清議員の質問に対する回答があるそうですので、まずはそれを対応してください。

どうぞ。

子育て健康課長（入澤はるみ君） 先ほどの阿部議員のご質問にお答えいたします。

第5条の規定は、祝い金の支給を受けようとする支給対象者は、町長に申請しなければならないという規定でございます。

議長（石坂 武君） よろしいですね。

（「はい。いいですか」の声あり）

議長（石坂 武君） はい、どうぞ。

8 番（阿部 清君） 今、説明いただいたんですけども、今回、条例改正という中で、現行から改正案にちょっと分かりづらい文章だったので、今後はもう少し丁寧な内容にしてもらえればと思って、これはお願いですから、回答は要りません。

日程第29 一般質問

通告順序1 6番 星野宗央 1. 小中学校の統廃合について

議長（石坂 武君） 日程第29、一般質問を行います。

一般質問については、3名の議員より通告がありました。

本日は、1名の方の質問を許可いたします。

6番星野宗央君の質問を許可いたします。

星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） 6番星野宗央です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回の質問は、小中学校の統廃合についてです。

今年度から中学校が4校を廃校にして統合みなかみ中学校として、新年度を迎えて1年がたとうとしております。

最初の質問ですが、中学校の統廃合の成果はどうだったのかということでお聞きいたします。

議長（石坂 武君） 町長。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 星野議員の質問に答えます。

中学校の統合がどうだったか。星野議員もご承知のとおり、まだ1年たっていない、この3月の卒業式に初めて統合中学校の卒業生が新しい中学校の歴史に1ページを飾ってい

ただくわけであります。

そんな中で、どうだったかというご質問ですよね。いろいろ統合前、部活動のことをちよっと考えてみても、すぐ分かると思うんですけども、なかなか合同でやっていたりとか、そういう面においては非常にメリットがあったんだと思います。令和3年度秋からは、それぞれの学校で単独で大会に出られない人数もありました。そのため、令和3年8月から、合同で各統合前の中学校それぞれで合同練習ができるような体制も整えてきました。

そういう中で、これといったデメリットというのは私も聞いていませんし、なかったんではないかと思っております。実際に小さい学校から来た生徒は、友達が増えてよかったとか、みんなと協力できてよかったとか、そういうことを通じていろいろな場面でいろいろな感受性が大きい中学時代に刺激があって、非常によかったんではないかと考えております。

以上、いいですかね、一次答弁で。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 成果ということでお聞きをいたしました。単純にその成功か失敗かという言い方が正しいかどうかちょっと分からないですけども、成功であればどの程度の成功だったか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） どの程度成功か失敗かと、もう成功です。それで、どの程度かというのは、まだ1年もたっていないので、それは歴史が判断してくれることだと思っています。今時点で私が言えるのは、成功だと思っております。あとは、今後の中学生、現にいる中学生の方々のこれからの心身ともに健やかな成長、そして、生まれ育ったふるさとを愛する気持ちというものを持って成長していただくことに期待をするというその一言に尽きます。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 成功ということでお聞きをいたしました。

中学校の統合に関してなんですけれども、どのような目的でそもそもこう統廃合となったのでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 目的は、本来であれば、教育現場の教育長もいるんであれですけども、今、要するに、人数が少人数、少子化、この影響はもう第一義にあるんだと思います。やはりそれぞれ、我々、昭和の時代の話は今からしても、それは到底通用しないかもしれないけれども、やっぱり大人数の中で、「井の中のカワズ大海を知らず」のまま成長するよりも、やはり中学生時代、大きな人数の中で切磋琢磨して、そして部活動も選択肢が幅が広がる、そういう環境でやはり育っていただきたい、学校教育を受けていただきたい、そういう思いであります。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） 中学校の統廃合についてお聞きをいたしました。

みなかみ町が3か町村が合併をしてみなかみ町になってすぐですかね、新治地区の小学校の統廃合が行われたと思いますけれども、新治地区の小学校の統廃合はどのように進められたのでしょうか。

議 長（石坂 武君） 町長。どっち。

町長。

町 長（阿部賢一君） 新治、旧新治村時代のどのように進められたかといっても、もう結果が今に出ているわけですからあれですけれども、それはもういろいろなもちろん、今回もそうありますけれども、学校の統合というものは、それはもちろん地域の核がなくなるというふうなお話、いろいろな感情論もいろいろ地域の方々にあります。とりわけ、子供がいない方の地域の方々もいろいろご意見も、発言も多々あったように記憶はしております。そんな中で、やはり我々、当時は保護者でした、私ね。その統合の推進委員会の役もやった中で、やはり子を持つ親の意見を尊重しようということで、もちろんけんけんがくがくの熱い議論、賛成、反対、夜の11時ぐらいまでの会議等も経験しました。そんな中で、やはり保護者、養育している方々、やはりもうある程度の人数の中で、やっぱり子供はもまれるべきだという結論で今の新治小学校が設置されている。設置して開校以来、その開校前には様々な反対意見、もちろんありました、当然。ですけれども、開校して、みんな、児童の皆さんがスクールバスに乗られても、徒歩でも、学校に通学している児童の方々を見たときには、何もその後ご意見賜らない。温かい目で見守っていただいていると。それも今賛成か反対かと次にもし質問するんだとすれば、大成功の新治小学校統合事業だったというふうに認識しております。

議 長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） 新治地区の小学校の統廃合が反対もあったけれども成功だということでお伺いをいたしました。

続いて、今度の、これからの月夜野地区の小学校の統廃合の進め方についてなんですけれども、どのように今後統廃合が進められていくのでしょうか。しゃべれるところとか、分かっているところだけでもお願いしたいと思います。

議 長（石坂 武君） どっち。

（「教育長に」の声あり）

議 長（石坂 武君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

月夜野地区の小学校の統合の今後どのように進めていくかということでございますけれども、令和5年度に統合小学校準備委員会を設置いたしまして、その準備委員会に専門部会、下部組織ですね、専門部会を組織し、それぞれ関連する事項について協議を行っていきます。準備委員会は、保護者の代表の方、行政地区の代表の方はじめ、学校の代表や議会議員の代表の方、それと教育委員の方など皆様に入っていて、組織いたします。

令和6年度、7年度とその組織はずっと継続して、3年間にわたって準備委員会を設置する予定です。また、必要に応じて、その時点での協議内容や決定した事項などを議会の総務文教厚生常任委員会や議会全員協議会に報告しながら、進めていきたいと考えております。また、準備委員会で決定したことなど準備の進捗については、中学校の統合のときと同じように、町民に随時広報していく予定でございます。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） それで、続きまして、仮の、仮としたんですけども、月夜野の統合小学校の建設についてお伺いをいたします。

桃野小学校を拡張して、新しい学校にするというようなことだったと思いますけれども、生徒が通っている間ということですよ。それがどのようにして進められるのかということをお聞きしたいと思うんですけども。

議長（石坂 武君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 仮称の月夜野統合小学校の建設ですけども、令和4年度、5年度にこの仮称の月夜野統合小学校建設基本設計及び実施設計のほうを始めていくという予定になっております。令和6年度、7年度に統合小学校の新校舎建設工事等を実施したいと考えております。1月に条例で可決していただきました開校予定が令和8年の4月ということですので、令和8年度には旧校舎の解体工事をする予定ということになっております。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 桃野小学校の生徒は、そういうんで古馬牧小学校とか北小の生徒は、校舎が造られているときは、正直、私の子供、古馬小なんですけれども、行くとすればなんですけれども。校舎が造られている間は、桃野小学校の生徒たちはちょっと大変かなというふうに思っているんですよ。その辺が、何となくお話は聞いていて、校舎の裏に校舎を造るというふうに聞いていたんですけども、その後、またこの解体工事が完成されてから解体するわけですけども、その辺の安全性みたいなのはどういうふうに保っていくのかなというのをお聞かせください。

議長（石坂 武君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） ご指摘のとおり、いろいろ工事に係る安全性のご心配はあるかと思うんですけども、当然、その工事に対しましては、毎回工事の会議もきめ細かくやっつけていかれるということですので、その都度、安全面についても確認をしながら進めてまいりたいというふうに思っています。なるべく児童の皆さんへの負担を軽減できるように、いろいろ防御できる方策を業者と一緒に考えていくということで対応してまいりたいというふうに思います。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） それと、統廃合の跡地の利用と、今、小学校に設置されている、中学校も残っているところがあるかと思うんですけども、このエアコンなどの再利用なんかはどういうふうに行っていくんでしょうか。

議長（石坂 武君） どっち。
教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） エアコンにつきましては、実際に今度新築になる校舎でございますけれども、そこに移設することが可能かどうか、もうちょっと検討するということもございます。また、ほかの公共施設において再利用ができるかなども含め、有効活用ができるように検討していくという予定になっております。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6 番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） すみません、一緒に質問して、すみませんでした。統廃合のその古馬小の跡地、北小の跡地の利用についてもお聞かせください。

議長（石坂 武君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 跡地の利用につきましては、現在のところは具体的には決まっておりません。今後、令和5年度、6年度において検討を行っていくという予定でございます。ただ、古馬牧小学校については、体育館がまだ比較的新しいので、それについては利用していくという予定でいるところでございます。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6 番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） 次の質問なんですが、中学校の統合でスクールバスが運行されております。これから月夜野地区の小学校の統廃合でもスクールバス利用する人がさらに増えるかと思えます。それについて、安全に運行されるのは当然のことだと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

議長（石坂 武君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 新しい小学校につきましても、安全には万全を期してスクールバスの運行のほうをしてまいりたいというふうに考えております。また、利用できる範囲につきましては、それに関わる、先ほど申し上げました専門部会のほうでも検討していただくようになりますので、皆さんからのご意見を伺いながら、これまでの例を踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6 番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） そのスクールバスのことに関してなんですけれども、スクールバスが乗れる子供たちというのは、学校からどのくらい離れている子供たちなんでしょうか。それは中学校も含めて、小学校と一緒に答えいただけますか。

議長（石坂 武君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 現在、みなかみ町の条例におきましては、バスが利用できる範囲は、中学校はおおむね4キロ、小学校はおおむね3キロを超える児童・生徒が利用できるというふう

に規定されております。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 小学校が3キロということなんですけれども、正直、低学年の子供たちが3キロ歩くというのは、実際、ちょっと大変かなと思うんですけれども、その辺はどのように、うちの子供も桃野小学校だと、やっぱりちょっと遠いかなとは思ってはいるんですけれども、だけれども3キロはないんですよ。3キロとなると、結構遠くから来るかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（石坂 武君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） まず、スクールバスを利用するその基準についてに関わってくるかというふうに思うんですけれども、国では、公立の小・中学校の施設費の国庫負担対象となる基準というのがありまして、ですから、スクールバスを買うとか、そういうことも関係あるわけですね。そこでは、その基準では、小学校ではおおむね4キロ、中学校ではおおむね6キロと。だから、それ以内は徒歩か自転車というような国の考え方がございます。結局、それを受けまして、文部科学省のほうで出している学校の適正規模配置のガイドラインでもやはりこれを採用していると。しかし、みなかみ町につきましては、町村合併をする前の各町村の基準を、同じではなかったもので、その調整をする中で、この現在の条例になっている小学校は3キロ、中学校は4キロが適当だろうということで、現在の条例になっているということでございます。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 距離が決まっているということなんですけれども、中学校の今の中学校が本当、その自転車通学が基本的にいないような感じなんですけれども、以前、私、月夜野一中だったんですけれども、その頃はいたような気がする、今は何でこういなくなったんでしょうか。

議長（石坂 武君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 地区はどこから通っているかちょっと分からないんですけれども、そこまでは確認はしていなかったんですが、中学校のほうに確認しましたら、現在、その自転車通学をするということになっている生徒さんは10名いると。でも、実際に常時使っているのは5名というふうに伺っております。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） いる、少なかったからちょっと気づかなかったということだと思います。

中学校が統合になってからおよそ1年がたとうとしております。アンケートの取組などがありましたら、お聞かせください。今後の予定とかでも構いませんので、よろしくお願ひします。

議長（石坂 武君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 中学校の統合に関するアンケートですけれども、ちょっと時期は遅くなつてしまいましたけれども、現在、アンケートを実施中です。今月の15日までを期限で回答していただくというような形になっておりまして、まだ3分の1にちょっと満たない程度の回答の状況になっております。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） アンケート取り組まれているということですが、ちなみに、スクールバスの通学のアンケートなんかも含まれておりますでしょうか。

議長（石坂 武君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） スクールバスの利用者につきましては、中学生が今回広範囲にわたって新しくスクールバスを利用するということがあったので、中学1年生から3年生までにつきまして、2月に調査を実施いたしました。その概要が最近ようやくまとまったというところがございます。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） これからスクールバスはさらに増えていくと思いますので、ぜひともよろしくお願ひします。

今後、今の状況で、月夜野地区の小学校が統合されていくということであると思うんですが、それ以降の学校の統廃合についてなんですが、これ以上統合がされることあるのかどうか、お考えがありましたらお聞きしたいと思います。

議長（石坂 武君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 今後の学校の統廃合についてということですが、現在、小学校のこの統合のほうを進めているのは、前回の中学校の統合もそうですけれども、平成30年11月に策定されたみなかみ町立小中学校統合推進計画に基づいて推進しているわけがございます。この推進計画には、月夜野地区の3小学校の統合後におけるみなかみ町内の小・中学校の統合については、計画されておりません。ですので、現時点では、今後の統合についてはまだ何も予定はないということでございます。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） 計画をされていないということでしたけれども、中学校は1つになっちゃい

ました。小学校は今のところ、新治と水上、月夜野となって、藤原が残っているということなんで、以前にも教育長にもお伺いしたかと思うんですけども、その小学校の統合に関して、北小が複式だからというような感じで伺ったんですけども、新治と水上、藤原はともかくとしても、その水上と新治の子供たちがさらに減っていったときには、一緒になるということは無理だとは思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

議長（石坂 武君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 小学校の統合につきましては、これはまだ正式に何かで決定したということではございませんけれども、私の考えで言えば、中学校は、ある程度体力もついてきて、社会性ももっと広げていかなければならないということで、この町全体で1つにスクールバスを使ってでもしたほうが良いということで今回なっているわけですけども、小学校については、やはり体力的なこともございますし、また、やっぱり学校というのは、地域の方にしてみるとコミュニティーの機会になる場所ということもございますので、小学校までその体力的にも精神的にも無理を押ししてどこかに集めて、それで地域もそういうような場所がなくなってしまうというのは、子供にとっても地域にとっても望ましいことではないというふうに思います。ただ、どんどん人数が少なくなって行って、一定の集団でする体験はできなくなってしまうのは残念ですけども、それ以上に、今言った地域や子供のこと、体力だとか、そういうことを優先して、やはり今現在あるような旧町村のところに最低1つずつぐらいは位置づいていることがいいのではないかなというふうに考えております。ですので、またそれぞれの地域でどんどん児童のほうで少なくなってしまう場合に、また地域のほうから何かお声が上れば、そこでまた検討していくということになるかというふうに思います。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 各町村で1つずつ残す、その後、藤原と水上小学校は一緒になるということはないということなんでしょうか。

議長（石坂 武君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 先ほど、私が旧町村に1つずつはと言ったのは、藤原につきましては水上小とやはりかなりの距離が離れているということもございますし、実際、現在、小学校だけになって、ごく少人数でやっている。で、保護者や地域の方のお考えや今の気持ちなども校長を通して聞いたりとかしておりますけれども、やはり先ほど申し上げましたように、地域や保護者の方から、もしくは、統合したほうが良いというような声が出るまでは、やはりその地域性がございますので、そこは藤原は残していくという考えのほうがいいのではないかなというふうに私のほうは考えております。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） やっぱり通うのはちょっと小学生は大変だと思いますので、そういうふうに

なってもらいたいというふうに思います。

小・中学校の統廃合についてなんですけれども、もう最終的にこの成功というふうに町長おっしゃいましたけれども、何となくみなかみ町になってから、どんどんこう学校が削られていったというか、少なくなっていくんですけれども、これは町にとってやっぱり必要なことだったんでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 必要だからやったんだと思います。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 単純に、先生が削られているのが経費削減のような感じがするんですけども、それによってどのぐらい経費が削減されたのかということがありますでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 経費のお話とどのぐらい削減されたかと。

そうしたら、学校教育課長に。数字のことなんで。

議長（石坂 武君） 学校教育課長。

（学校教育課長 河合博市君登壇）

学校教育課長（河合博市君） 質問にお答えさせていただきます。

経費の関係ですけれども、単純比較は非常に難しいのですが、今まで、令和3年度は、中学校が4校、小学校は変わらず、令和4年度になりまして中学校は1校になって、小学校は変わらずで、それに係りますスクールバスの運営費と学校に係る経常経費等、学校の運営費について、ちょっと比較をさせていただきました。4年度決算が済んでいないので、現段階では正式に比較することはできませんが、参考までに、令和3年度の決算数字と令和4年度で現在まで支出をした金額について比較をさせていただきます。

スクールバスの運営に係る金額の差がその令和3年度、4年度の現在まで支出分で836万円増えております。学校に係る経常経費や運営費の差につきましては、4校から1校になった部分、管理費とか電気料とかいろいろ減っております、2,636万円が減額になっております。なので、4校統合したことにより、予算的には現時点で1,800万円ぐらいの削減効果が図れているという計算になっております。

以上です。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 経費が削減されているということでした。となるとみなかみ町としては、浮いたお金を教育に回せるということなんだと思います。

私の質問としては、今回、これで終わりなんですけれども、関連で1つ質問させてもらってもよろしいでしょうか。

議長（石坂 武君） 回答者が答えられる範囲かどうか。

どうぞ。

（6番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） 中学校が統合される前の、月夜野と統合される前の中学校でコロナのクラスターが発生したと思うんですけども、そのときのことで、先生方が大分感染をして、一斉休校になったという話だったんですけども、どのような原因だったのかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（石坂 武君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 当時の町内で起きたクラスターの原因ですけども、それにつきましては、利根沼田保健所のほうも調査に入って、いろいろ調べていただいたんですけども、結局、原因は分からないままということでございます。ですので、職員の間にかかなり広がったので、何かしらの関係で誰か最初に感染した人がいて、中でいろいろ共用しているものがあったりとか、職員室の机の近さだとか、そういう関係でやはり広がってしまったのかなというふうには思っています。実際のところは、何が原因だという特定はされておられません。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） そうなると、学校で広がったということかなと思うんですけども……

議長（石坂 武君） 星野君に申し上げます。

通告にありませんので、あまりこう通告外の質問はいかがと思います。

（6番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） 分かりました。

それでは、これで一般質問を終わりたいと思います。

議長（石坂 武君） これにて、6番星野宗央君の質問を終わります。

散 会

議長（石坂 武君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

明日3月9日は午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（11時35分 散会）